

多面的・総合的評価選抜の展開と課題

—韓国における評価の公正性強化策について—

山本 以和子 (京都工芸繊維大学)

韓国の大学入試における多面的・総合的評価に着目し、その評価導入から現在までの成果・課題および文在寅政権下での大学入試改編を調査した。その結果、多面的・総合的評価を導入した韓国では、近未来の社会構造変化を見通した人材育成に向けて教育の環境や方法が変わり、効果が出現した半面、評価の公正性が課題となっていることが判明した。さらにその課題解決のための方案の内容の分析とわが国の多面的・総合的評価の実務の現状とを比較して、示唆を考察した。

キーワード：選抜方法、多面的・総合的評価、国際入試

1 はじめに

韓国において、大学入試政策は政権の重要課題である。知識偏重型の出題と一点刻みの競争の入試システムは、高校と大学教育機能の弱体化及び社会階層間における教育格差の拡大につながり、学校での次世代人材を育成する教育への転換が難しかった。その状況を好転させるため、韓国では8年に及ぶ高大接続研究を実施し、点数中心の画一的評価から多様な選考要素に対する多面的評価への施策を導入した。その多様な選考要素を専門的に評価する入学査定官による入学査定官制入試という新たなシステムである。

韓国の大学入試制度は、上述の入学査定官制度について山本 (2014;2016) が制度の拡大状況とその選考要素について明らかにしている。松本 (2016) は、この制度の資質・能力に対する選考要素の評価基準と評価能力および調査書の懐疑について論じており、小川・姜 (2017) は、その調査書判定についての具体的な大学事例を調査し、定性的な項目の点数化や順位付けについて報告している。また姜

(2019;2019) は、朴槿恵政権から文在寅政権の変貌期の韓国の高等教育政策の政策面に焦点を当て、大学入試の財政支援事業の変化を報告し、文政権が主導する大学入試改革における利害関係者の葛藤の様相を考察している。

わが国でも総合的・多面的評価選抜は、従来から主にAO入試で展開しており、2022年度施行の学習指導要領改訂に伴う高大接続改革で推進されている。また、実施過程で出現した総合的・多面的評価選抜の課題の中でも、公正性や透明性については、各大学に解決を委ねて

いる状況である。

そこで、本研究は、入学査定官制入試に始まる総合的・多面的評価入試の導入後に、韓国ではどのような実施課題が出現したのか、さらに政府はどのような入試制度を考案し、解決を目指すのかについて、調査した。調査には、政府機関、教育機関からの文献・資料を収集し、それらの資料が意味する背景等について2019年11月にソウル市内の大学にて、所属する教授入学査定官と前任入学査定官へのインタビューを敢行した。その調査結果により、わが国の総合的・多面的評価入試を主とした評価実務での施策に対する示唆を考察することを目的とした。

2 入学査定官制入試から学生簿総合選考へ

韓国の大学入試は、主に大学修学能力試験（以下、修能）のみで合否判定がなされていた。それにより、学校外教育機関で入試対策学習が常態化し、学校教育機能の弱体化、大学の序列化、修能の得点を中心とし

表 1 類型別選考要素

区分	選考類型	2021年度 募集比率 (%)	主要選考要素	備考
随時	学生簿 (教科)	42.3	学生簿の教科成績	修能最低基準点
	学生簿 (総合)	24.8	学生簿・非教科、教科面接等 自己紹介書、推薦書	
	論述中心	3.2	論述、学生簿	高校教育課程内
	実技中心	5.4	実技、学生簿、(面接)	特技者・在外国民等
	その他	1.3	特技 (資格証)、面接	
	小計	77	主要選考要素	
定時	修能中心	20.4	修能のみ or 修能、学生簿	修能最低基準点
	実技中心	2.4	実技、学生簿	
	学生簿 (教科)	0.1	学生簿の教科成績	特技者・在外国民等
	学生簿 (総合)	0.1	学生簿・非教科、教科面接等 自己紹介書、推薦書	
	その他	0	特技 (資格証)、面接	
	小計	23		
	計	100		

大学教育協議会「大学入試情報119」(2021年度版)より抜粋して作表

た画一的評価が課題となっていた。その課題に対して、教科力テストの得点を中心とした選抜を脱して、大学生としての進学レディネスを判定するために、高校教育の充実化¹⁾とその教育成果や生徒の多様な側面を通して多面的・総合的に判定する入試である入学査定官制入試が導入された。入学査定官制入試は、わが国の調査書にあたる学校生活記録簿（以下、学生簿）

と推薦書、自己紹介書と修能最低学力基準²⁾で評価した。

また、大学序列化を崩すため、李明博政権は、大学入試自律化政策を推進した。これにより、多様な判定項目と多様な募集人員比率での選考方法が出現した。それまで、概ね各大学2種類（随時募集と定時募集）しかなかった選抜方法が、全国で3000種類以上の募集単位となり、中にはその種類が10種類以上を数える大学が出現するほど複線化した³⁾。

政府はこの入学査定官制入試を導入した大学に対し、事業の支援（入学査定官制力量強化支援事業）を展開したために募集人員は拡大し、この事業の最終年度の2013年度は新入生全体の11.5%（大学教育協議会：2013）まで募集人員が拡大した。

多様化・複雑化した入試を整理する目的で、朴槿惠政権では、大学入試の簡素化が行われる。表1にあるように選考類型を整理し、入学査定官制入試はその中の「学生簿総合選考」と呼ばれるようになった。また、高校教育正常化寄与大学支援事業と名称を変更し、その名の通り引き続き修能の得点中心の画一的評価を脱して高校での学習や、ポートフォリオ等を通して教科外（校内コンテスト、読書や探求、ボランティアや地域社会等）の活動（以下、非教科活動）を評価する入試となった。そのため、学生簿総合選考の募集人員割合は拡大をし続ける。2014年度は12.4%、2015年度は15.5%、2016年度は18.5%、2017年度は20.3%、2018年度は23.6%、2019年度は24.3%、2020年度には24.5%、2021年度には24.8%⁴⁾と、拡大を続けた。

3 学生簿総合選考の課題

学生簿総合選考の意義は、鄭（2017）によると、画一的な試験の得点による選抜の限界を克服し、学生

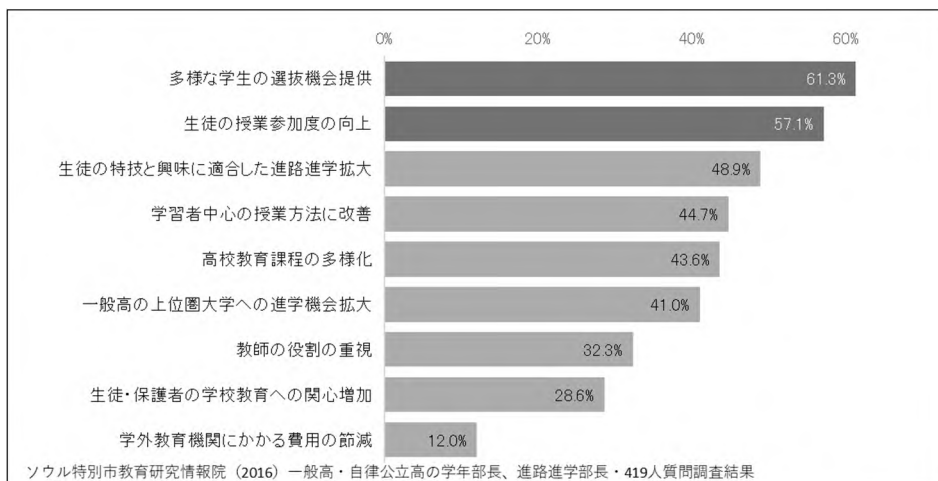


図1 学生簿総合選考の拡大についての肯定的理由

の学業能力、学業への努力、意思、熱意、積極性、チャレンジ精神、発展可能性等を総合的に評価することである。そこには、充実した学校生活を過ごした生徒が別の学外教育機関に頼らなくても、大学進学が可能なシステムを構築し、これにより公教育を正常に稼働させること及び大学のアドミッションポリシーや育成人材像、領域の特性に適合する者の選抜を実施するという目的があった。

学生簿総合選考の実施の効果は、韓国サイトでも多く散見することができる。例えば、教育専門新聞（2016）によると、高校では、修能で課す教科学習以外（体育や芸術、読書、部活等）の教育プログラムが展開されたこと、修能での得点獲得のための技術・戦略的な教育から解放され、考える教育にシフトできたこと、さらに指導法も従来の板書型授業から討論やグループ活動での授業に変更されたことが、現職教師から伝えられた。

このように、学習上での体験的活動が実質化したことや教育課程と授業の重要性が向上し、さらに授業方法が多様化されたこと等により、高校教育の正常化の側面から効果があったととらえることができよう。

また、図1はソウル市教育庁の教育研究情報院が学生簿総合選考の拡大に対して肯定的な意見をまとめたものである。大学入試の側面からでも、修能のみで合否が決まっていた状況から総合的・多様な側面で評価する選抜によって、専攻の特性に応じた学生の選抜が可能となり、大学の学生の多様化につながったことや、生徒の授業参加度が向上したこと、科学高校や国際高校といった特別目的高校以外の一般高校からも上位圏の大学進学が拡大したことなどを成果として挙げられている⁵⁾。

しかし、これらの変化がすべてではなく、次のよう

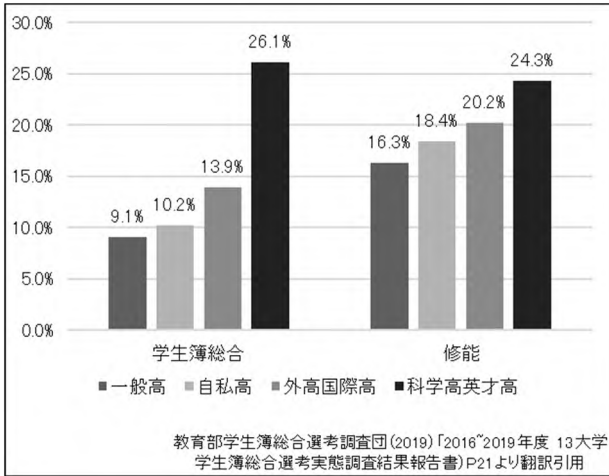


図2 高校類型別 合格率

な課題も発生した。入学査定官制入試は学生簿を基調としていた。まず、主要5教科に対しては、絶対評価であった成績を9等級の相対評価に変え、次にその他の非教科活動を評価していた。一方、学生簿総合選考では、学生簿教科選考と差別化するために、選考の類型化を推進する段階で非教科活動の評価を強調した。その結果、学生簿を充実させるための受験戦術が横行し、社会現象となったということが現地の調査より判明した。

さらに、学生簿総合選考の評価の透明性についても疑念が挙がっていることがわかった。ハンギョレ新聞(2016)は、保護者の社会経済的背景に依らない平等な大学入試が行われていないという実態をまとめた特集記事を出した。ここでは、ソウル大学の入学選考と合格者を分析して、特定の社会階層や科学技術高校や国際高校等の特定の学校に偏った合格率の現象や、序列化された高校と入試の合格割合等が紹介され、受験生の背景が入試判定に左右される実態が示された。

そういう入試制度の実態を、韓国社会では、「死のトライアングル」⁹⁾や「金の匙入試」⁷⁾と呼んでいる。前者は、学校の教科成績の向上に加えて、非教科活動の充実を目指す活動、教師が記入する学生簿の内容の如何、自己紹介書や面接の攻略や修能試験の対策学習というように、大学進学のための過重な負担を強いられることを指している。

後者は、それらの対策に対して、結局は学校外教育機関に頼ることになり、そこに保護者の経済力が変数となって合否が左右されるという事象を指す。朴政権の高校教育正常化寄与大学支援事業は、学校教育を正常にし、「学校で成果を上げた生徒は大学進学できる」構図を創出するため学生簿総合選考の募集比率が拡大していたが、実態はそれを覆す事態となっていた。

その後、文在寅政権下の教育部⁸⁾でも学生簿総合選考の実態調査を行っている。2019年11月に教育部が発表した「学生簿総合選考の実態調査結果発表」によると、以下の6点が明らかになった。1点目は、各大学における全課程の志願者・合格者の学校の教科成績の等級が、一般高校>自立型私立高校>外国語高校・国際高校>科学高校・英才高校の順に序列化していた。2点目は、書類評価システムでは、過去の卒業者の進学実績や高校類型別の平均等級を提供する事例等により、図2の通り特定の高校類型が優遇される状況が見られた。3点目は、自己紹介書や推薦書の記載禁止違反、盗作などに対するの不利益な措置が不十分かつ選考処理過程が不適切な事例があった。4点目が、教職員子女や保護者が卒業生の場合の優遇措置を発見した。5点目は、学生簿総合選考の書類評価にかかる時間が不足しているため、評価の信頼性への懸念がみられた。6点目は、評価を担当する入学査定官に委嘱者が過剰に多いことと、専任査定官の在職歴も長くないことが確認された。

この結果から、量的に増加した学生簿総合選考であったが、評価の質的管理が難しく、それが受験関係者の不信感につながっていることが改めて露呈した。学生簿総合選考における一層の公正性と透明性が求められる状況となった。

4 文在寅政権の大学入試改編

教育部(2017)によると、文在寅政権の教育政策の方向における大学入試政策の方向は、「入試中心の教育からコアコンピタンスを育成する教育へ変化」を受け、「大学入試選考の簡素化と公正性の向上」であった。その後、2018年8月に「2022年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向」の報告書が教育部より公表された。報告書では、まず「学生の選択権の強化及び負担緩和」「2015教育課程の安定的運営」「大学入試の公共性及び責務性の調和」の3つの方向性に合わせ、大学入試選考の構造について表2のように4分野が示された。

分野1の大学入試構造改編では、受験機会増加のために、定時での修能選考の比率を30%以上に拡大すること、随時における修能の結果による最低学力基準の活用については大学に任せるが、選抜の趣旨に応じて活用できるよう財政支援⁹⁾との連携を示した。

分野2の修能体制の改編では、受験生の選択を拡大し、負担を緩和することを目的にしている。そのため、国語・数学・職業探求科目の文・理系区分を廃止して共通科目と選択科目を設置する。また、社会/科学探

表2 2022年度大学入試制度改編の構造

分野1 大学入試構造改編	分野2 修能体制の改編
課題1 定時 修能中心選考の比率拡大	課題3 修能科目構造および出題範囲
課題2 随時 修能最低学力基準 活用	課題4 修能評価方法
	課題5 修能EBS連携率
分野3 学生簿総合 公正性向上	分野4 大学別考査 改善
課題6 高校学生簿記載改善	課題9 面接・口述考査 改善
課題7 大学の選抜 透明性強化	課題10 筆記試験 改善
課題8 大学入試情報格差解消支援	

教育部(2018)2022年度大学入試制度改編方案及び高校教育革新方向 p4より引用して筆者作成

求の文・理系区分を廃止し、希望選択(2科目)制にする。また、現行は、英語・韓国史が絶対評価であるが、これに第2外国語/漢文が加わる。さらに修能のEBS連携率を70%から50%に縮小し、単純な暗記での回答を避けるため、間接的な連携にする¹⁰⁾。(分野1と2と4は表3を参照)

分野3の学生簿総合選考の公正性を向上させる施策では、信頼性を強化するため、表4のように学生簿の記載内容を改善する方向が示された。一つ目は、過度な競争と民間教育機関に頼るような要素や項目を整備すること、次に、学校外ではなく、学校内での教育課程での実施状況を主とした記載にすること、最後に記載上の格差及び記載管理の責務性を提示させることである。記載上の格差及び記載管理の責務性については、教師負担の緩和のためも入力文字数を削減すること、また記載格差を防ぐために記載要領の普及や記載のための研修をして記載力の強化を行う。記載の責務性については、学生簿記載の管理点検の計画立案と実行を義務付け、虚偽・不当・不良記載(記載禁止事項違反)には、関連法令及び指針により厳重措置を行うこととした。

さらに選抜の透明性を図るため、自己紹介書の改善、教師推薦書の廃止、ブラインド面接の導入、評価基準

および不正事例の開示、選抜結果の情報公示を促し、入試不正に対する制裁規定を設けることを示した。

また、大学入試情報の発信や受信の格差を解消するため、選考名称を標準化し、大学入試ポータルサイトを高度化することと合わせて、大学入試の相談を請け負う教師団を配置、運営することが示された。

分野4の大学別考査の改善では、学生簿を基盤とする面接の実施について、財政支援と連携して、原則、選考の特性を鑑みながら口述試験が必要かどうかを判断し、最小化に誘導する方向が示された。法律¹¹⁾に即して大学の面接を点検し、高校教育課程に違反した場合は、是正命令、募集停止等の厳重制裁を施行する。さらに、氏名、受験番号、出身高校等の情報を提供しないブラインド面接を導入する。

修能での問題と適性考査が同類であり、その適性考査の成績で選抜が実施されるといった随時募集の趣旨に反する考査は廃止を推進し、民間教育機関の誘発が懸念される論述選考は、段階的に廃止することとなった。

以上のように、「大学入試選考の簡素化と公正性の向上」に焦点を当てた改編計画が提示された。

5 大学入試改編による公正性・透明性強化政策

先述の通り、教育部による「学生簿総合選考の実態調査」結果を受け、学生簿総合選考に対する国民の不信を払拭するため、2019年11月28日には「大学入試制度公正性強化方案」が発表された。受験生の大学入試に対する選択権を保証し、先述の教育部(2019)による「学生簿総合選考の実態調査結果」に表れた政策

表3 2022年度大学入試制度改編の構造

区分	20年度 以前	21年度	22年度以降
修能中心選考比率	大学自律	修能中心選考比率 拡大誘導	修能に主眼を置いた選考の割合30% 以上、財政支援と連携 (学生簿教科30%以上の大学は除外)
修能試験最低学力 基準活用	大学自律 (選抜方法の趣旨を考慮)	大学自律 (選抜方法の趣旨を考慮)	大学自律 (選抜方法の趣旨を考慮)
EBSと修能連携率	70% (英語の一部間接連携)	70% (英語の一部間接連携)	50% (間接連携の拡大)
学生簿記載改善	2019年高校1から適用('22学年度大学入試に反映)		
自己紹介書の改善	現行の書式	現行の書式	書式簡素化や改善
教師推薦書の廃止	維持	維持	廃止
評価過程の透明化	多数の入学査定官への評価を推奨 評価基準の公開誘導	多数の入学査定官への評価を推奨 評価基準の公開拡大を 誘導	多数の入学査定官への評価を義務化 評価基準の公開拡大を誘導 不正制裁の根拠法規定を新設
選抜結果公示	大学別高校タイプ別合格者数公示	大学別高校タイプ別合格者数公示	大学別大学入試選考別高校類型 地域別合格者数を公示
面接・口述試験	大学別	大学別(最小化誘導)	大学別(最小化誘導)

教育部(2018)2022年度大学入試制度改編方案及び高校教育革新方向 p21より引用翻訳

表4 学校生活記録簿の記載の改善比較

項目	現行	改善	
人的事項	学生情報、家族状況(親氏名、生年月日)、特記事項	学籍事項と統合 親情報(親氏名、生年月日)及び特記事項(家族変動事項)削除	
学籍事項	卒業年月日、学校名、検定試験合格情報など	人的事項と統合	
出欠状況	疾病・無断・その他	疾病・未認定・その他 ※“無断”→“未認定”	
受賞経歴	受賞名、等級(賞)、受賞年月日、授与機関名、参加対象(参加人数)入力	上級学校に進学する際に提供する受賞経歴数制限	
資格証及び認証取得	大学入試資料ととして提供	大学入試資料としての提供なし	
進路希望事項	進路希望、希望事由入力	項目削除 学生の進路希望は創意的体験活動の進路活動特記事項に記載(大学入試には提供しない)	
創意的体験活動状況	ボランティア活動	実績及び特記事項記載 ボランティア活動特記事項は未記載(必要時行動特性及び総合意見欄に特記事項記載可能)	
	部活・サークル活動	活動団体名、活動内容等得意事項欄に記載	加入制限はないが、記載可能な活動団体数を制限(学年1個)して、客観的に確認可能事項(団体の名称と紹介)だけ記載
		(小論文)サークル、教科の詳細能力欄に(論文名、参加時間、参加人数)記載	小論文の記載禁止
		・(青少年団体)教育課程に編成された青少年団体、学校教育計画に含まれた青少年団体、学校外の青少年団体活動すべて記載(団体名、活動内容) ・(学校スポーツクラブ活動)具体的活動内容*記載*ポジション、大会出場経歴、役割、特性等	(教育課程に編成された青少年団体) 団体名、活動内容をすべて記載 (学校教育計画による青少年団体活動) 団体名記載 (学校外の青少年団体活動)未記載 学校スポーツクラブ活動の記載を簡素化 ※ 正規教育課程内：個人特性中心 ※ 正規教育課程他：クラブ名(時間)
	進路活動	進路関連活動内容及び相談内容等記載	進路活動の特記事項に進路希望分野記載の追加(大学入試資料では未提供)
記載分量	特記事項に記載分:3,000字	特記事項に記載分縮小:1,700字	
累加記録	NEIS活用電算記載・管理原則	記録記載者氏名掲載 ・管理方法を試図委任	
教科学習発達状況	(放課後学校)放課後学校活動(受講)内容を記載 (教科の詳細能力)特記すべき事項がある科目及び学生に限り記載	・放課後学校活動(受講)内容未記載 ・現行維持	
自由学期活動状況	・特記事項入力	・現行維持	
読書活動状況(中高)	・タイトルと著者のみを入力	・現行維持	
行動特性及び総合意見	・記載分:1,000字 「記録者名をナイスシステムで管理」	・記載分縮小:500字内 ・記録者名の記載 ・管理方法の試み委任	

教育部(2018)2022年度大学入試制度改編方案及び高校教育革新方向 p.22より引用翻訳

的問題点を改善するためにまとめた案である。この「大学入試制度公正性強化方案」では、学生簿総合選考の透明性・公正性を強化すること、大学入試選考間の割合調整および大学入試選考の単純化すること、社会的配慮対象者の機会拡大と地域均衡発展のための社会統合選考を導入することへの方向性を示し、高校と大学に対して次のような具体策を提示した。

まず、高校には大学入試選考資料の公正化の強化策を提示した。一つ目は、学生個人の能力や成果ではない保護者の影響力(社会的・経済的背景等)、民間教育機関の外部要因を大学入試判定において遮断することである。ここでは、正規教育課程以外の活動記録を合否判定資料に反映することの禁止、自己紹介書・教

師推薦書の廃止、学生簿の記載項目の縮小(表5参照)となった。

二つ目は、学校と教員の責務性の強化を目指し、授業-評価-記録の力量強化のために、教員研修モジュールの開発と研修を拡大することと、入学査定官との連携強化を推進する。さらに学生簿の教科の詳細能力および特記事項の記載を標準化し、普及させていく。協議や記載禁止事項(図3)の違反に対しては、懲戒基準を適用することにした。さらに、教育庁による学生簿記載に関する点検・監査や違反者の措置などが示された。

大学には、評価の透明性や専門性の強化策を示した。一つ目は、選考運営の透明性の強化を目指し、高校プロフィールの廃止をはじめ、高校情報による評価への反映を遮断するブラインド処理を書類評価にも行うことにした。また、大学教育協議会と大学の共同で評価基準の標準様式を開発し、募集要項に評価基準を公開することを義務付けた。さらに、大学の評価過程の点検および実施報告や選考類型ごとの高校類型、地域別の選抜結果ならびに国家奨学金所得別受惠率を公示することになった。

二つ目は、選考運営の専門性の強化を目指すために大学教育協議会と大学の共同で、学生簿総合選考の運営規定を改定した。主な改

定内容は、①1件当たりの書類評価時間の確保、②書類評価時に専任査定官1人以上を配置、③細部の評価段階で多数の査定者の評価を義務化、④評価差が大きい場合の調整策 ⑤最終選考における学外の査定者の参加案、⑥記載禁止事項の処理方法、⑦査定に対する異議申請の処理基準方法の構築である。また、入学査定官の共通教育課程の開発や教育時間の増加、査定

論文活動	図書のパブリケーション
発明や特許	校外競技大会
公認の語学試験	校外受賞実績
海外ボランティア活動	認証の取得等

図3 学校生活記録簿の記載禁止事項

表5 学校生活記録簿の記載の改善比較表

区分	2020-2021年度入試	2022-2023年度入試	2024年度入試～
①教科活動	・科目当たり500字	・科目当たり500字 ・放課後学校活動(受講)内容は未記載	・科目当たり500字 ・放課後学校活動(受講)内容は未記載 ・英才・発明教育の実績は大学入試に未反映
②総合所見	年間1000字	年間500字	年間500字
自律活動	年間1000字	年間500字	年間500字
部活・サークル活動	年間500字 ・正規・自律サークル、青少年団体活動、スポーツクラブ活動記載 ・小論文記載可能	年間500字 ・自律サークルは年間1件(30字)だけ記載 ・青少年団体活動は団体名だけ記載 ・小論文の記載は禁止 ・小論文記載可能	年間500字 ・自律サークルの大学入試、未反映 ・青少年団体活動も未反映 ・小論文の記載は禁止 ・小論文記載可能
③非教科領域			
福祉活動	年間500字 実績及び特記事項	・特記事項未記載 ・校内外の福祉活動の実績記載	・特記事項未記載 ・個人的な福祉活動の実績は大学入試未反映 ただし、学校教育計画において教師が指導する実績は大学入試に反映
進路活動	・年間1000字	・年間700字 ・進路希望分野の大学入試は未反映	・年間700字 ・進路希望分野の大学入試は未反映
受賞活動	・すべての校内受賞記載	・校内受賞は学期当たり1件のみ(3年間では6件まで)大学入試に反映	・大学入試に未反映
読書活動	・図書名と作者	・図書名と作者	・大学入試に未反映

教育部(2018)大学入試制度 公正性強化方案 p5より翻訳して作表

者情報には10年間実績を記録保存することと、評価者1人当たりの書類評価件数や専任査定官数など大学別評価における環境情報の公示が求められた。

最後に大学入試選考の構造再編について、一つ目は、高校類型や民間教育機関の影響が大きい論述選考や特技選考の廃止と、学生簿総合選考と論述中心選考の募集人員が多い大学に対して定時修能へ転換を促し、達成状況は支援事業と連携している¹²⁾。また同時に、修能の問題も教育政策に応じた内容で開発が求められた。二つ目は、社会的配慮対象者の選抜定員を10%以上という義務が課せられる。

6 韓国の大学入試改編を通しての日本への示唆

入学査定官制入試の検討期にわが国や米国等の大学入試内容を分析し、韓国社会の事情と近未来の人材育成をふまえて、いわゆる韓国型総合的・多面的評価入試が形成された。この入試システムでは、得点主義の画一的入試から脱し、生徒のキャリアプランに応じた進路指導やあらたな学習方法の創生等の効果も生まれたが、総合的・多面的評価入試における公正性・信頼性等の課題が発生した。これらの課題はわが国の場合でも考えられる点であり、本調査からの示唆を以下のように考察した。

一つ目は、韓国の選抜評価では保護者や出身高校の影響により達成した項目が評価されない点を取り上げる。韓国の場合、ナショナルカリキュラムである高校教育およびそれを補完するEBSが大学進学のための教育も提供しており、修能試験の出題は初・中等教育課程を逸脱する分野と水準を超えてはならないことが規定¹³⁾されている。現地でのインタビューによると、それらは、他の校外教育機関の力を借りずとも、学校教育が次の階梯に進めるよう正常化させることを目的とし、与えられた環境で真摯に主体的に取り組んで成果を上げた生徒が、大学進学可能なシステムの構築を目指している、ということであ

あった。学校外での活動は、保護者の経済的・社会的背景に依存しており、社会的格差が再生産される仕組みとなる。そのために大学の可否判定が保護者の経済的・社会的背景に依存した結果に影響されてはならないという姿勢が感じられる。わが国では、ポートフォリオシステム等で学校外活動も含めたエビデンスを高校や受験生に求め、多くの大学の総合的・多面的評価入試にて問う内容となっているが、大学における評価者は、保護者をはじめとした受験生以外の他のバイアスや相乗効果があることを考慮に入れなければならない。それらを排除するために、個人の取り組み状況や成長を分析するためのコンピテンシー面接や評価方法等を発達科学的観点から構築することが必要であろう。

二つ目は、判定資料となる出願書類の記載標準について取り上げる。日本の場合、調査書をはじめとした出願書類の記載内容や充実度は多様であり、調査書では統一様式を利用しない学校もある。また、記載禁止や記載違反の内容や明示は、大学ごとに異なっており、さらには出願書類の盗作にいたっては、その事例の所在すら不明である。出願書類の作成では、記載禁止事項や記載違反や盗作について、発見と処遇措置の明示がわが国においても必要である。そのために、調査書や出願書類の作成や記述方法等に関する基準・ガイド

ライン等の策定と執筆者への研修の実施が必要である
と考える。また、作成者・評価者の公正性と負担を緩和
するためにも、統一様式の開発とシステム化が求め
られる。

三つ目は、公正かつ信頼性のある評価の体制につい
て取り上げる。評価者の分析と熟練によりある程度の
判定は可能であるが、多数の評価者、しかも新任者
を含む中で判定において公正性を求めるのは非常に難
しい。ましてや、評価者個人の力量に頼る手法は、公
正性や信頼性だけではなく、透明性にも欠ける。また、
評価者だけでなく、入試の企画者、作問担当者の安定
的運営のためには、それらの組織設計と実施が肝要で
ある。高校教育と大学教育をスムーズに接続するた
めにも、双方に知見のある人材の配置が必要であるが、
わが国の大学でその数は限られており、専任も少なく、
任期制も多い。中には、専任担当者が減少している大
学もある(山本：2019)。高校教育や大学教育は、
Society5.0等の来たる社会変化の中でますます変容し
ている状況であり、入試設計や作問・評価を従前の経
験則で決めるには、あまりにも前時代的である。これ
らの担当者が、大学教育へ確実に接続させるよう、知
識・スキルの獲得及び質向上システムの構築が求めら
れる。そのためにも、入試専門家の安定的地位、専任
で熟達した人材の育成と活用が必要であると考え

注

- 1) 韓国では「高校教育の正常化」と言われる。大学受験対策
用の学校外教育のため、学校授業が崩壊し、カリキュラムが
意味を成さない状況課題に対して、国家カリキュラムに準じ
た教育を展開することを「高校教育の正常化」と表現
している。
- 2) 入学査定官制入試では、少数の大学でそれらの書類の他、
面接や論述、実技試験を課していた。
- 3) 大学教育協議会(2013)「2014年度大学入試情報119」よ
り算出。
- 4) 大学教育協議会(2013)「2014年度大学入試情報119」よ
り算出。
- 5) 大学教育協議会(各年度)「大学入試情報」より随時選考
における学生簿総合選考の割合を抜粋。
- 6) 「死のトライアングル」は、盧武鉉政権下の大学入試で評
価に活用された内申・修能・論述(大学別考査)の受験対策
準備が負担であるといったところから命名された。朴槿恵政
権時の学生簿総合選考は「死のペンタゴン」(学生簿・修
能・自己紹介書・推薦書・非教科活動)または「死のヘキサ
ゴン」(学生簿教科成績・学生簿その他・修能・自己紹介
書・推薦書・非教科活動・面接)と揶揄された。

- 7) 「生まれたときどの匙を手にとれたか」によって、大学入
試の可否(将来)が左右するという保護者の経済力の格差
を表す造語である。他に「銀の匙」「泥の匙」がある。
- 8) わが国の文部科学省にあたる。
- 9) 選抜方法の本来の趣旨を阻害するような過度な修能最低学
力基準に対しては否定的な評価となることを明文化してい
る。
- 10) EBSとは、韓国の教育番組を放送しているチャンネルであ
る。民間教育機関に頼らない修能対策のため、修能は、こ
の番組内容より出題される率が規定されており、その内容
も直接的なものになっている。
- 11) 公教育正常化促進及び先行教育規制に関する
特別法(공교육정상화 촉진 및 선행교육 규제에 관한
특별법)を指す。内容は教育課程を逸脱した発展教育の実
施禁止を規制している。
- 12) 学生簿総合選考及び論述選考の募集人員が45%以上の大学
を対象に定時修能選考における募集人員割合40%以上を目
指す。
- 13) 小・中等教育の正常化のために、「高等教育法施行令」第
35条第1項の規定による大学別考査は初・中等教育課程の
範囲と水準内で出題することを原則とする。

謝辞

本研究の内容については、JSPS 科学研究費補助金
JP16H02051の助成による

参考文献

- 鄭廣姫(2017)。「韓国における入学査定官制教育」九州大学基幹
教育院次世代型大学教育開発拠点主催フォーラム配布資料
大学教育協議会(2013~2020)。「大学入試情報119(대입정보
119)」
http://adiga.kr/PageLinkAll.do?link=/kcue/ast/eip/eis/inf/bbs/EipRecsroomCnView.do&p_menu_id=PG-EIP-07501&sn=272&no=1 (20200304閲覧)
- 姜姫銀(2019)。「大学入試改革における入学査定官制度の導入—
「公教育の正常化」と「格差の是正」—」『高等教育研究叢
書』広島大学高等教育研究開発センター, 147, 33—54.
- 姜姫銀(2019)。「大学入試改革をめぐる葛藤と試行錯誤—文在寅
政府の取り組みを中心に—」『高等教育研究叢書』広島大学
高等教育研究開発センター, 147, 55—76.
- 教育部(2018)。「2022年度大学入学制度改編方案および高校教
育高校教育革新方向(2022 학년도+대학입학제도+개편방안+및+
고교교육+혁신방향)」報告書
<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=75080&lev=0&m=02> (20191016閲覧)
- 教育部(2019)。「2016-2019年度13大学学生簿総合選考実態調

査結果報告書 (2016-2019 학년도 13 개 대학 학생부종합전형
실태조사 결과 보고서)

<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=0204&opType=N&boardSeq=78892> (20191128 閲覽)

教育部(2019). 「大学入試制度公正性強化方案 (대입제도 공정성 강화 방안)」

<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=79119&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N> (20191128 閲覽)

教育専門新聞(2016). 「現職教師の苦言 ‘学生簿総合選考は教師と生徒にとって負担ではなく, 希望である’ (현직교사의 교언 ‘학종은 교사와 학생에게 부담이아니라 희망이다’) 」

<http://m.veritas-.com/news/articleView.html?idxno=57906>
(20160531 閲覽)

ハンギョレ新聞(2016). 「学生簿の背信－不平等入試報告書 (학생부 배신·불평등입시보고서)」

<http://www.hani.co.kr/arti/SERIES/770/> (20200221 閲覽)

小川佳万・姜姫銀(2017). 「韓国の大学入試における多面的評価－「学生簿中心選考」評価を中心に－」 『広島大学大学院教育学研究科紀要』 第三部第 66 号, 11－19.

ソウル特別市教育研究情報院(2016). 「大学入試学生簿総合選考
関連高等学校教員対象アンケート調査(대입 학생부종합전형
관련 고등학교 교원 대상 설문조사) 」

<http://www.serii.re.kr/board/viw.do?method=boardview&mcode=S045&seq=25681&listType> (20200304 閲覽)

松本麻人(2016). 「韓国における大学入試改革－新たな「学力」
の評価への挑戦－」 『比較教育学研究』 日本比較教育学会
編, 53, 28－39.

山本以和子(2014). 「韓国大学入学者選抜の変容－入学査定官制
導入後の展開状況－」 『大学入試研究ジャーナル』 24, 105
－112.

山本以和子(2016). 「多面的・総合的評価入試の判定資料に関する
日韓比較調査」 『大学入試研究ジャーナル』 26, 29－36.

山本以和子(2019). 「アドミッション人材の専門性強化とキャリア
開発 I－能力開発研修会参加現況と課題－」 『大学入試研
究ジャーナル』 29, 285－290.